

問題1 (〇×問題) 次の五つの文章のうち、誤っている文章を二つ選択し、それぞれ誤っていると考える理由を簡潔に説明しなさい。(各5点*)

文章① 「主権国家」は、幾何学的厳密性をもった国境によって限界づけられ、内部についての排他的管轄権を持つ。

文章② 大日本帝国憲法には、首相や国務大臣の選抜方法に関する規定は存在せず、内閣や首相の憲法上の位置付けは曖昧にされていた。

文章③ 日本国憲法は、1945年10月に閣議決定に基づき発足した憲法問題調査委員会(委員長松本丞治)にて起草され、1946年の第90帝国議会にて制定された。

文章④ モンテスキューは、『法の精神』第11編第6章にて、立法権力に警戒する必要を説き、常設裁判所による違憲立法審査の制度を設けるべきだと提唱した。

文章⑤ 自衛権の行使とは、自国の国家秩序に対する急迫不正の侵害を除去する行為であり、自衛戦争の実施とは区別される概念である。

問題2 (〇×問題) 次の五つの文章のうち、誤っている文章を二つ選択し、それぞれ誤っていると考える理由を簡潔に説明しなさい。(各5点*)

文章⑥ ドイツ連邦共和国では、第二次大戦後、違憲立法審査制が導入され、日米と同様に通常裁判所の最上級裁判所が違憲立法審査権を行使している。

文章⑦ 請求棄却の判決とは訴え自体が訴訟要件を欠き違法である場合の判決であり、却下の判決とは訴え自体が適法でも請求に理由がない場合の判決である。

文章⑧ 抗告訴訟とは、「公権力の行使」に関する不服の訴訟であり、その代表として(行政処分の)取消訴訟が挙げられる。

文章⑨ 日本の最高裁判所には、各5人の裁判官が所属する第一から第三までの小法廷と、15人全員の裁判官から構成される大法廷の四つの法廷がある。

文章⑩ 制定当初のアメリカ合衆国憲法には憲法上の権利保障に関する規定は存在せず、1791年に付加された第1修正～第10修正によりそれが盛り込まれた。

*文章の指摘が正しければ1点、正しい理由が示されている場合に5点。

問題3 (説明問題) 次の語句のうち一つを選択し、それについて10行以内で説明をしなさい。(20点)

- 語句ア; 目的効果基準
- 語句イ; プライバシー権と名誉権
- 語句ウ; 公権力行使等地方公務員
- 語句エ; 議員定数不均衡
- 語句オ; 穏和な平和主義

職

問題4 (論述問題) 次の問題から一つを選び、解答しなさい。(60点)

問題A: 講義で検討した判例(一つでも複数でもよく、問題B・Cの素材となっている判例でもよい)を具体例として紹介しながら、憲法上の権利条項の存在意義について説明しなさい。なお、紹介する判例については、事案と判旨を詳しく説明すること。

問題B: 次の文章は、ある最高裁判決に対する伊藤正己裁判官の反対意見です。その判決について、事案と判旨を説明し、伊藤反対意見を参照しつつ論評しなさい。

私は、現代社会において、他者から自己の欲しない刺激によって心を乱されない利益、いわば心の静穏の利益もまた、不法行為法上、被侵害利益となりうるものと認めてよいと考える。…これを憲法一三条によって基礎づけることもできなくはない。私は、そのような…憲法上の根拠はともかくとして、少なくとも、このような宗教上の心の静穏を不法行為法上の法的利益として認めうれば足りると考える。社会の発展とともに、不法行為法上の保護利益は拡大されてきたが、このような宗教上の心の静穏の要求もまた現在において、一つの法的利益たるを失わないといつてよい。本件においても、被上告人がキリスト教信仰によって亡夫孝文を宗教的に取り扱おうとしているのに、合祀の結果その意に反して神社神道の祭神として祀られ、鎮座祭への参拝を希望され、事実反して被上告人の篤志により神楽料が奉納されたとして通知を受け、永代にわたって命日祭を齎行されるというのは、まさに宗教上の心の静穏を乱されるものであり、法的利益の侵害があったものといわねばならず、県護国神社への合祀は、被上告人に対し、せいぜい不快の感情を与えるにとどまるもので法的な利益の侵害があったとは認められないとするのは適切でない。

問題C: 次の文章は、ある事案に対する最高裁判決からの引用です。講義での解説を踏まえつつ、この判決を論評しなさい。

本件において、A医師らが、Bの肝臓の腫瘍を摘出するために、医療水準に従った相当な手術をしようとすることは、人の生命及び健康を管理すべき業務に従事する者として当然のことであるといえることができる。しかし、患者が、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否するとの明確な意思を有している場合、このような意思決定をする権利は、人格権の一内容として尊重されなければならない。そして、Bが、宗教上の信念からいかなる場合にも輸血を受けることは拒否するとの固い意思を有しており、輸血を伴わない手術を受けることができると期待して医科研へ入院したことをA医師らが知っていたなど本件の事実関係の下では、A医師らは、手術の際に輸血以外には救命手段がない事態が生ずる可能性を否定し難いと判断した場合には、Bに対し、医科研としてはそのような事態に至ったときには輸血するとの方針を採っていることを説明して、医科研への入院を継続した上、A医師らの下で本件手術を受けるか否かをB自身の意思決定にゆだねるべきであったと解するのが相当である。

ところが、A医師らは、本件手術に至るまでの約一か月の間に、手術の際に輸血を必要とする事態が生ずる可能性があることを認識したにもかかわらず、Bに対して医科研が採用していた右方針を説明せず、同人及び被上告人らに対して輸血する可能性があることを告げないまま本件手術を施行し、右方針に従って輸血をしたのである。そうすると、本件においては、A医師らは、右説明を怠ったことにより、Bが輸血を伴う可能性のあった本件手術を受けるか否かについて意思決定をする権利を奪ったものといわざるを得ず、この点において同人の人格権を侵害したのもとして、同人がこれによって被った精神的苦痛を慰謝すべき責任を負うものというべきである。

2008年度 民法一部(堤) 前期末試験問題(2008.8.5)

試験時間: 14時50分～16時00分(70分間)

※問題中に記した配点(50点満点)は現段階での予定であり、答案の内容次第ではこれ以上の点数を与えることもある。

以下の問題文を読んだ上で、問1・問2・問3のすべてに解答しなさい。解答の順序は問わないが、どの問題に解答しているのか、明示すること。

2008年4月1日、Y₂の従業員であるY₁は、通勤のため、Y₂より貸与された自転車を運転し、Y₂の事業場へと向かっていた(この自転車は、Y₁がY₂の従業員としての業務を行う際用いるために貸与されたものであった。しかし、Y₂は、Y₁が通勤のためにこの自転車を用いることも黙認していた)。ところが、Y₁は、交差点内をよく確認しないで左折したために、横断歩道を歩いていたXに衝突した。その結果、Xは脾臓の摘出を要する傷害を負い、2週間入院した(入院費用は、Xが自ら支払った)。また、Xは4月末まで勤務先を休まなければならなくなり、そのため4月分の給与が通常の半額しか支給されなかった。尤も、5月1日にXは事故前と同様の職務に復帰しており、以後の収入については減少を生じていない。

問1 不法行為法上、Xにはどのような「損害」があると言えるか、簡潔に述べなさい。(10点)

問2 Xは、Y₁に対し、どのような内容の損害賠償を求めることができるか。必要があれば反対説も踏まえつつ、自説を論じなさい。(20点)

問3 Xは、Y₂に対し損害賠償を求めることができるか。特に、Y₁がY₂の「事業の執行について」Xに損害を加えたものといえるのかにつきどのような基準で判断すべきかという点に注意し、必要があれば反対説も踏まえつつ、自説を論じなさい。(20点)

外私的